

社会福祉法人 不動産 評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人不動産（以下「法人」という。）の評議員の報酬について定めるものとする。

(報酬)

第2条 評議員に対して報酬表に定める報酬を支給する。

評議員報酬

報酬額	支給の対象
1回 10,000円	評議員会への出席
1日 10,000円	評議員研修会等への参加 法人の用務の旅行

第3条 法人用務で出張及び旅行したときの交通費・宿泊料は、実費を支給する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人 不動産 理事長報酬規程

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人不動産（以下「不動産」という。）の理事長が、不動産の業務を遂行するために支給する報酬について定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規定において報酬とは、不動産の業務遂行の報酬をいう。

(業務内容)

第3条 第2条における業務とは、社会福祉法人不動産定款施行細則第7条に定める。

(報酬)

第4条 理事長の報酬は、社会福祉法人不動産役員報酬規程第3条の規定による。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬の支給の方法については、不動産就業規則の例による。この場合の「給料」とあるのは「報酬」と読み替えるものとする。

(その他必要な事項)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事会で審議し、評議員会で定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人 不動産会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人不動産会（以下「法人」という。）の役員の報酬について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事・監事・理事長をいう。

(報酬)

第3条 役員に対して役員等報酬表に定める報酬を支給する。

役員等報酬

役職名	報酬額	支給の対象
理事長	年額 8,000,000 円以内	選任され理事長 1 名に限る。 不動産会定款細則の（理事長の専決事項） 第 7 条の業務等を行う
理事・監事	1 回 10,000 円	評議員会・理事会の出席
理事・監事	1 日 10,000 円	評議員研修会等への参加 法人の用務の旅行
付記	1 日 30,000 円以内	監事監査 その他

第4条 法人用務で出張及び旅行したときの交通費・宿泊料は、実費を支給する。

附則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

(付記の追加)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

